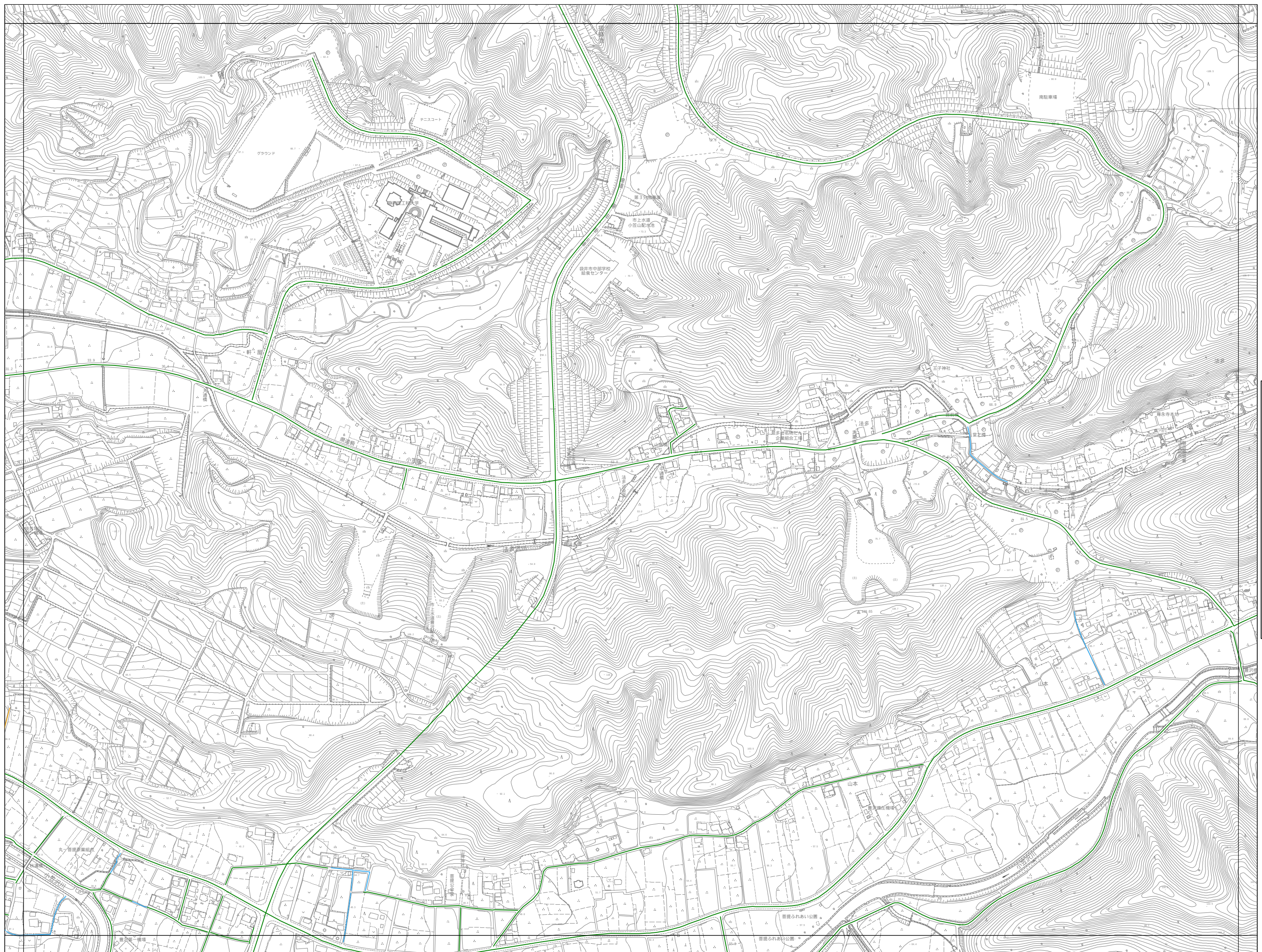




凡 例

法42条1項1号	—
法42条1項2号	—
法42条1項3号	—
法42条1項5号	—
法42条2項	—
建築基準 法外道路	ラインなし

注意事項

ご利用にしましては、次の事項について
同意いたします。関連しては、

1. 指定道路図は、建築基準法の道路種別
のおよその位置を示したもので、現況
の誤差等を含む場合があります。また、
表示している道路種別の内容を説明する
ものではありません。あくまでも参考図
としてご利用ください。
2. 指定道路図は、認定道路及び法定外道
路の状況変化に即時対応していないた
り、各道路の位置、名称等、詳細につ
いては道路管理者に確認してください。
3. 指定道路図は次の資料として用いるこ
とができます。
① 建築基準法第43条に規定する敷地等
と道路との関係を示すための資料
② 土地の利用権有権を証明するための資料
③ 不動産取引等の内容を証明するための
資料
④ 権利義務が発生するための資料
4. 袋井市は、指定道路の利用により発生
した直接又は間接の損失、損害等につ
いて、一切の責任を負いません。
5. この指定道路図は、令和7年3月31日
現在のものです。本図は随時更新し、予
告なく内容を変更する場合があります。
最新の情報を建築公課主課土佐村対策室
窓口までご確認ください。
6. 表示内容と現況に相違がある場合や表示
内容に疑義がある場合には、建築土佐
村対策室へお問い合わせください。